

ヒアリングにおける各団体提出資料(320号室) 目次

○全日本私立幼稚園連合会	P. 1
○日本私立中学高等学校連合会	P. 3
○一般社団法人日本教育工学振興会	P. 5
○全日本教職員組合	P. 9
○全国高等学校長協会	P. 13
○全日本教職員連盟	P. 14
○全国教育管理職員団体協議会	P. 24
○全国公立小中学校事務職員研究会	P. 26
○社団法人日本PTA全国協議会	P. 28
○日本都市青年会議	P. 30

平成24年9月24日

中央教育審議会教育振興基本計画部会
部会長 三 村 明 夫 様

日本私立中学高等学校連合会

第2期教育振興基本計画の策定について(意見)

はじめに

教育が今後とも社会の基本的システムとしての役割を果たすには、制度と内容について絶えず検討を行い、必要な改革を適宜実施することが必要である。

その際、教育の制度や内容の改革によって直接影響を受けるのは、次代を担う子どもたちであり、現に改革の検討を行っている「大人たち」ではないことを十分留意し、検討は慎重かつ多角的に行われなければならない。

教育基本法第17条に基づく「教育振興基本計画」が立案後5年を経た現時点で、教育を取り巻く諸状況を踏まえた上で、改めて今後の教育の方向性を示すことは意義のあることと考える。

しかしながら、貴部会での検討、さらには各論部分を担った中教審各部会・分科会での検討が果して十分であったのかについては、問題状況の捉え方、子どもたちへの影響の配慮など、疑問を抱かざるを得ない部分もある。また、貴部会の「審議経過報告」を総じていえば、余りにも「総花的」であり、重点や焦点が定まっておらず、それ故、財政的裏付けも含めて計画そのものの実効性が危惧されるものとなっている。

そもそも「教育振興基本計画」が教育基本法に基づくものであるならば、その見直しに当たっては、これまでの5年間の実績と反省の上に立って、わが国の社会情勢や財政状況の現状と見通しを踏まえて、計画の実効性を担保する方策についても検討し、併せて提示すべきであると考ええる。

以下、公教育の一翼を担う私立中高の立場から、教育基本法第8条(私立学校教育の振興)の趣旨の具現化を中心に、4つの事項について、その問題点とあるべき方向性について、意見を申し述べたい。

(1) 私学振興の意義と施策

私立学校教育の振興は、教育基本法第8条に規定され、わが国の公教育全体の振興発展にとって重要な課題であることが明らかにされている。私立学校はそれぞれが独自の建学の精神と教育方針を持ち、それぞれが特色ある教育の展開を通じて、わが国公教育の多様性と健全性の確保に貢献している。

この第8条に規定された「助成・その他の方法」の具体化について、今回の「審議経過報告」の基本的施策28では、これまで通りの問題状況の把握と、従来の私学助成予算の説明文書と同様の記述に終始している。

教育振興基本計画が、これからのわが国の教育の将来像を見据えて、施策の方向性を示すのならば、私学振興については、まずは、基本的施策である私学助成の拡充について、財源問題も含めてより具体的な内容を提示しなければ何ら前進したことにはならない。

(2)教育費負担のあり方

高等学校分野の教育に関し、この5年間で大きく変わったことは、「公立高校授業料無償化・私立高等学校等就学支援金」政策が実施され、生徒の経済的な負担が改善されたことである。しかしながら、問題は、この施策が政治的マターとして実現したことであり、しかも、そのために必要な今後の財政負担を考えれば、恒常的な制度として定着しているとは言えないことである。

この制度は、生徒の経済的負担の軽減に資するものであることは確かであるが、一方で、同じ国民である公私立の生徒の間では経済的負担の格差拡大につながっている現実についての認識とその是正策についての検討が必要である。

(3)私立学校の教育環境整備について

第1期の教育振興基本計画では、私立学校の総合的支援策の一つとして、教育研究施設の耐震化等が掲げられた。折しも、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の貴重な経験を踏まえ、学校設置者の別を超えて、何よりも国民の安心安全を守るのは国の基本的責務であるという観点から、教育環境の整備のあり方を検討されたい。特に、学校施設の耐震化促進については、学校設置者の違いという従来の行政の柵に捉われることなく、次代を担う国民の安全を確保するという立場から、具体的措置を計画に明示されたい。

また、耐震化は子ども達の命を守ることが大前提であるが、先の震災後には避難民や救援活動の拠点となった私立学校の事例が多数あり、破壊を免れた学校建物が、どれだけ多くの人々の避難生活を支えたかを考えれば、より公共性の高い事業でもあると判断できる。

(4)高校教育のあり方について

高校教育のあり方については、現在、中教審の高等学校教育部会を中心に検討が進められている。然るに、今回の「審議経過報告」の中には、5年間における具体的素案のうちの、基本施策13には、大学への飛び入学促進と並んで高校の早期卒業の検討が早くも提起されている。

しかしながら、この件については、上記の高等学校教育部会でも十分な議論がなされた訳でもなく、現段階では「前のめり」感是否めない。

しかも、高校を早期卒業できるほどの有為な高校生を受け入れてさらに才能を開花させることができる体制が大学側に整っているとは思えないことも事実である。学校教育制度の改革は、トータルとして考えなければ、机上の空論に終わってしまうのである。

この問題は、学校教育制度の中での高校教育のあり方、存在形態などの根本的なテーマの検討を踏まえた上での提案でなければ、貴部会のまとめに加えるのは時期尚早であると言わざるを得ない。

敢えて付言すれば、「審議の経過報告」P.67の基本施策13の【現状と課題】中の「飛び入学制度」が活用されていない理由の記述は、飛び入学した大学を中退した場合、履歴が中卒となってしまうことを挙げているが、数少ない例をデフォルメした理由付けであり、説得力に欠ける。

そもそも飛び入学を目指す才能あふれる子どもが、予め中退することを想定しながら入学するのであろうか？さらにいえば、中卒で活躍されている多くの方々への冒涇にもなりかねず、中教審の文書の記述としては不適切であり、削除を求めたい。

以 上

初等中等教育における情報通信技術の活用の観点から、基本計画に以下の内容が反映されるよう提案いたします。

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

I 4つの基本的方向に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成

成果目標1（生きる力の確実な育成）

基本施策1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実

【主な取組】

1-2 ICTの活用等による学びのイノベーションの推進

- 学びのイノベーション事業は平成25年度で終了するが、その成果と課題を明確にした上で、実証研究段階から普及段階に移行する。

平成26年度以降は、事業成果を反映したかたちで、普及に向けて総務省と文部科学省が連携して実践利用の強化を図るべきである。具体的には、対象校を大幅に拡大し、全ての都道府県の学校で実践利用を行う。

基本施策3 教員の資質能力の総合的な向上

【主な取組】

3-1 教員の養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革による学びを続ける教員を支援する仕組みの構築

教育の質の確保のために

- 教員養成課程においてICTを活用した指導方法を習得させる。
⇒教員がICTを活用した児童生徒指導が行えるよう、大学の教員養成段階から「ICTを活用した指導方法」を習得させることが必要である。
「教育課程および指導方法に関する科目」として「情報通信技術（ICT）を活用した指導方法」を教員免許の授与に必要な単位とすることが必要である。

- ICT活用指導についての教員研修を必修とする。受講率は概ね100%目標

【主な取組】 1-2で平成29年度までにすべての教員がICTを活用した指導ができることを目指し、教員のICT活用指導力向上のための必要な施策を講じる。

ICT活用指導力に関する研修の受講状況 平成23年度：受講率22.2%
(平成23年度学校における教育の情報化実態等に関する調査)

成果目標 2（課題探究能力の修得）

基本施策 7 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換

【主な取組】

7-1 改革サイクルの確立と学修支援環境整備

- 教員養成課程において電子黒板やデジタル教科書・教材を用いた実習などが行える環境の整備が必要である。

成果目標 3（生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得）

基本政策 1 1 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

【主な取組】

1 1-3

ICTの活用による学習の質の保証・向上及び学習成果の評価・活用の推進

- 学校内や学校間での情報を共有し、教師の校務軽減により児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の実現と児童生徒に関する共通の情報を共有するために、すべての地域において校務情報システムを導入する。
- デジタル教科書・教材の普及や情報端末・デジタル機器、無線LAN等の環境整備に合わせクラウド・コンピューティング技術の活用が期待される。教育クラウドの導入についても着実な整備を推進したい。

II 4つの基本的方向性を支える環境整備

基本施策 2 4 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備

ICT環境の整備目標の確実な実現のための財政措置

- ICT環境の整備は地方財政措置による整備が進められているが、教員の校務用コンピュータの整備率のほかは、目標達成に期間を要する状況である。
ICT環境の達成目標を確実に実現するためには、各自治体で地方財政措置を着実に活用することが望まれる。
国としても計画的な整備を進めるための財政措置について各自治体の理解を得ながら取組を進めてほしい。

昭和 60 年から始まった教育用コンピュータ整備計画は 3 次計画を経て e-Japan 戦略、I T 新改革戦略、i-Japan 戦略 2015（平成 21 年 7 月 6 日 I T 戦略本部）と継続して施策が行われているが、平成 22 年度までの目標に対して平成 24 年 3 月現在、教員の校務用コンピュータの整備率を除き、いずれも未達成である。

超高速インターネット接続率 達成率 71.3%

校内 LAN 達成率 83.6%

（無線 LAN を整備する教室の割合） 達成率 23.7%

教育用コンピュータ 1 台あたりの児童生徒数 6.6 人／台（55%）

（1 校あたり）コンピュータ教室 42 台

クラス用コンピュータ（可動式） 40 台

普通教室 各 2 台

特別教室 6 台

周辺機器の整備

教員の校務用コンピュータの整備率（教員 1 人 1 台） 102.8%

（電子黒板の整備） 73,377 台 2.1 台/校（普通教室 16.2 教室に 1 台）

（実物投影機の整備） 125,679 台 3.6 台/校（普通教室 6.5 教室に 1 台）

（平成 23 年度学校における教育の情報化実態等に関する調査）

教育の情報化ビジョン

第七章 教育の情報化の着実な推進に向けて【総合的な推進体制】

（ソフト・ハード・ヒューマンの総合的計画的推進）

○ 教育の情報化に当たっては、ソフト・ハード・ヒューマン面での整備を総合的かつ計画的に進めることが重要である。この点、地方財政措置のみでは、効果的な推進や地域間格差の解消等の点において限界があることも指摘されている。・・・このような例を参考として、例えば、地方交付税措置と併せ、一定程度用途を限定した支援措置により整備を進めていくことも検討することが重要である。

- I T 新改革戦略では周辺機器の整備が必要とされ、続いて i-Japan 戦略 2015 では具体的に「電子黒板等デジタル機器の教室への普及」が出された。

24-2 教材等の教育環境の充実では「教材整備指針に基づく電子黒板、実物投影機の整備、・・・」とあり例示品目の目安として 1 学級に 1 台程度の数値が示された。

「教材整備指針」が出されて間もないこともあり、計画的な整備を進めるためにも各自治体への周知徹底を行ってほしい。

教育の機会均等の確保のために

- 地域や学校に依らず I C T を有効に活用した授業を受けられる I C T 環境を整備するため格差の是正を行う。

教育用コンピュータ 1 台あたりの児童生徒数（平均 6.6 人／台）			
最高	鹿児島県	4.4 人／台	最低 愛知県 8.3 人／台
教員の校務用コンピュータの整備率（平均 102.8 %）			
最高	島根県	128.1 %	最低 奈良県 65.3 %
普通教室の校内 LAN 整備率（平均 83.6 %）			
最高	岐阜県	95.9 %	最低 青森県 55.3 %
超高速インターネット接続率（平均 71.3 %）			
最高	京都府	98.8 %	最低 石川県 40.7 %
電子黒板のある学校の割合（平均 72.5 %）			
最高	和歌山県	89.2 %	最低 長崎県 54.9 %
デジタル教科書の整備状況（平均 22.6 %）			
最高	石川県	43.0 %	最低 北海道 5.5 %
校務支援システムのある学校の割合（平均 67.5 %）			
最高	大分県	100.0 %	最低 奈良県 29.3 %
（平成 23 年度学校における教育の情報化実態等に関する調査）			

- I C T を有効に活用した授業を均等に受けるための教員の I C T 活用指導力による格差の是正を行う。

教員の I C T 活用指導力			
大項目 A：教材（平均 78.1 %）			
最高	愛媛県	90.5 %	最低 奈良県 72.4 %
大項目 B：授業中に I C T を活用して指導する能力（平均 65.1 %）			
最高	愛媛県	73.6 %	最低 山形県 56.6 %
大項目 C：児童・生徒の I C T 活用を指導する能力（平均 62.8 %）			
最高	愛媛県	81.0 %	最低 愛知県 54.1 %
大項目 D：情報モラルなどを指導する能力（平均 73.3 %）			
最高	愛媛県	87.3 %	最低 山形県 65.3 %
大項目 E：校務に I C T を活用する能力（平均 74.2 %）			
最高	岡山県	89.1 %	最低 奈良県 65.0 %
（平成 23 年度学校における教育の情報化実態等に関する調査）			

以上

「第２期教育振興基本計画について（審議経過報告）」にかかわる意見

2012年9月24日

全日本教職員組合

8月24日に中教審教育振興基本計画部会が示された「第２期教育振興基本計画について（審議経過報告）」について、全日本教職員組合として以下の意見を提出します。真摯に受け止め、議論されることを要望します。

１．はじめに

2008年4月、中教審「教育振興基本計画について（答申案）」が明らかにされるのに先立ち、全教は、中教審が行ったヒアリングにおいて、①政府の教育に対する不介入の原則に立つこと ②子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるため、子どもの実態、学校の実態をふまえた教育条件整備に限定して具体的な計画を立案すべき との２点を柱に意見表明を行いました。また、昨年12月9日に示された「第２期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」についての意見書を今年2月24日に提出し、改めて上記２つの柱に立った意見を表明しました。意見書では、最も求められている早急な教育条件整備について具体的な言及がないことや、教育条件整備が具体的に示されていない中でのPDCAサイクルの強調は意味がないばかりか、有害であることを主張しました。

２．教育への不介入の原則に立ち、教育条件整備に限定した計画とすること

（審議経過報告）では「成果指標」に「学校のきまりを守っている児童生徒の割合の増加」「自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加」「将来の夢や希望を持っている児童生徒の割合の増加」など、子どもの内面にまで踏み込んだ項目が挙げられています。これは、旭川学テ最高裁判決に示されている「教育内容に対する（中略）国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請される」「憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入は（中略）憲法26条、13条の規定上からも許されないと解することができる」の判断に照らしてみても、憲法上重大な疑義があると言わざるを得ません。政治による教育内容への不介入の原則を貫くことが求められています。

また、教育条件の改善に関しては、2008年「教育振興基本計画」が「教職員配置の適正化を行う」と明記していたのが、（審議経過報告）では「教職員配置の適正化について効果検証を行いつつ、地方の自主的な取組の進捗状況や、国・地方の財政状況を十分勘案しながら、計画的な教職員定数改善を検討する」との表記にとどまっています。また、「OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要である」との記述はなくなり、「教育投資の在り方については、成果目標・指標や基本施策の具体的な検討結果等を踏まえ、審議経過報告のとりまとめ以降、具体的な考え方や方向性を審議し記載する」とされています。さらに、8つの成果目標の中に本来「基本計画」の柱となるべき教育条件にかかわる項目はありません。

9月11日に公表されたOECDレポートでの、「日本は他のOECD加盟国に比べて教育への投資が少ない」「日本の教育投資は私的部門に大きく依存している」との指摘を重く受け止め、早急な改善の計画

が立てられるべきです。

3. 経済の論理ではなく、「人格の完成」のための「基本計画」とすること

（審議経過報告）「4つの基本的方向性」において示された「未来への飛躍を実現する人材」は、「国際競争力の強化」をテーマにして4月17日に日本経団連が発表した『『イノベーション立国・日本』を目指して』と同じ線上にあります。この中で日本経団連は、「未来を担う『人材』の育成」として「イノベーション創出を図る上で、人材の育成を国家戦略と位置付け」ることを示しました。6月4日に行われた国家戦略会議に平野文科相が提出した「社会の期待に応える教育改革の推進」でも、「日本の未来を支える人材に投資し、人材イノベーションを進めることにより日本再生を実現」と明記されています。「未来を担う人材」「日本の未来を支える人材」の出所が、子どもや父母の願いではなく、経済の論理であり、その実態が「エリート教育の推進」であることは明確です。

教育の目的は、「人格の完成」であり、「国際競争力」や「イノベーション創造」のための材料をつくることではありません。教育振興のための計画に求められるのは、全てのこどもたちに豊かな学力と人間性を育て、自己肯定感を育んでいくための具体的な方策であり、経済界の要請に左右される「基本計画」であってはなりません。

4. 「直面する危機」について責任の所在を明らかにすること

（審議経過報告）は、その冒頭「我が国における今後の教育の全体像」において、「我が国における諸情勢の変化」として「グローバル化」「少子高齢化」「雇用環境の変容」「格差の再生産」などをあげています。そして「行政のみに解決を委ねることは困難」とし、「今後は『自助』を基調としつつも、人々が主体的に社会参画し社会全体で支え合う『互助・共助』の在り方が一層重要になり、これらが困難な場合に『公助』が必要となる」としています。責任を「人々」に押しつけ「自己責任」を強調する論理が前面に出ていることに強い懸念を抱かざるを得ません。

しかし、様々な形で現れている「危機」は、国民が「自立」や「協働」を怠り、「自助・互助・共助」がなかったからではありません。政府の、大企業優先、アメリカの介入に追随する姿勢こそ責任が問われるべきです。今も大企業の内部留保は増え続け、その一方で非正規雇用の労働者は増える一方です。「税と社会保障の一体改革」と称して、消費税の増税と、社会保障の改悪、法人税減税が行われたことから、日本政府が大企業の利益を優先した経済・財政政策を続けていることは明らかです。その中で、自殺者は14年間連続で3万人を上回り、過労死が横行し、非正規雇用は増え続けてきました。さらに原発問題でも、TPPの問題でも、基地の問題でも、アメリカの意向に左右される日本政府の対応の問題が浮き彫りになっています。

「社会の現状」の正確な分析と、責任の所在を明確にすることなしに、「先行き不透明な社会」を「生き抜く力」を子どもたちに求めても、子どもたちに未来への希望を育むことはできません。子どもたちの成長の願いを励まし、支えることができる計画こそ求められます。

5. 「高度に競争主義的な学校環境がいじめの原因になっている」…国連子どもの権利委員会の勧告を受け止めた計画にすること

2月24日に提出した全教の意見書は、子どもと教育をめぐる現状について、2010年に出された国連子

どもの権利委員会第3回勧告の指摘を取り上げました。それは、日本の教育制度について「高度に競争主義的な学校環境が、いじめ、精神障害、不登校・登校拒否、中退、および自殺の原因になっている」との指摘です。国連子どもの権利委員会が、日本の「競争主義的」な教育制度に対して懸念を表明するのは、1998年から毎回で、3回目です。

いじめが原因で、自ら命を絶ったとされる子どもの報道が相次いでいます。(審議経過報告)では「基本施策2 豊かな心と健やかな体の育成」に、「いじめ、暴力行為等の問題への対応について」が加筆されました。しかし、そこで述べられているのは「問題行動の未然防止や早期発見・早期解消に向けて…取組を行っていくこと」のみです。「高度に競争主義的な学校環境がいじめの原因になっている」との指摘を真摯に受け止め、教育政策の抜本的な見直しが求められています。

昨年度は小学校で、今年度から中学校でも本格実施となった改訂学習指導要領により、授業時間数が増やされ、深刻な学校の過密化が進行しています。長期休業期間の短縮、午前中だけの授業日の削減、学校行事の「精選」、朝からのドリルタイム、7時間授業…など、その現れは様々です。

全教が昨年11月に開催した「参加と共同の学校づくり、教育課程づくり交流集会」において、ある母親は、宿題が終わるのが夜10時過ぎになる小学校の低学年の実態や、夏休みになっても元気にならず、数日はぐったりしているくらい疲れている子どもの様子を語りました。「小学校1年生で、本当にこんなことがわかるのかという内容もある。スピードも速い。習っていないものが宿題にだされたりする。風邪を引いて休むと、全くわからなくなる」との発言もありました。また、学童保育の指導員は、「子どもたちの帰ってくる時間が遅くなり、たつぷりと時間を使って、工夫が生まれたり、人間関係が育つ時間が保証されなくなった」ことを報告し、「学童でも宿題に四苦八苦し、1時間近くかけてやっている1年生がいる。その一方で、わからなくなってあきらめてしまっている子もいる。やらなければならないとわかっているのにできなくて、ボーとしている子もいる。子どもたちは苦しんでいる」と語りました。

そこに、全国一斉学力テストが追い打ちをかけます。全教が行った全国学力テストの実態アンケート調査では、「当該学年だけ春休みの宿題が出されるようになった」「新たに加わった理科への対応のために、大量の理科プリントを印刷紙子どもに配布した」「過去問題を授業時間中にやらせている」「教育委員会が学力テスト用のプリントを作成している」「学力テスト対策で時間がとられ、授業の進度が遅れた」などの実態が報告されています。「学力テストあって教育なし」の現実は見えすぎます。

(審議経過報告)の「教育をめぐる社会の現状と課題」には、このような深刻な実態について全く記述がないばかりか、「世界トップの学力水準を目指す」「国際科学技術コンテストへの参加者の増加」などが成果目標とされることで、競争主義的な教育にさらに拍車がかかることも懸念されます。さらに「優秀教員の表彰」や「厳格な人事管理の実施」が「主な取組」とされ、教師も追い立てられることになります。

今、子ども、教職員、保護者はもちろん、大多数の国民が求めているのは、競争主義的な教育を改める抜本的で具体的な計画です。

6. 国・行政の責任を明確にすること

(審議経過報告)は「第1期計画の総括」として「教育諸条件は向上した」としながらも「教育課題が依然として指摘される要因の例」として「個々人の多様な強みを引き出すという視点が不足していたこと」「PDCAサイクルが…十分に機能していなかったこと」をあげています。しかし、前述したよう

な深刻な事態が改善されなかったのは、教育振興計画が教育条件の改善について明確で具体的な方針を持たず、国・行政の予算確保を含めた責任を明記しなかったことに根本的な要因があります。

「本計画に掲げる成果目標等は…国全体において目指すべき水準、国自身が行う施策について整理したものである」とされる「8つの成果目標」に「国際人権規約に基づき、能力と意欲を有するすべての者が高等教育を受けられるようにする」と明記されたことは重要です。しかし、先進国の中で際だっている学級定数の多さを初めとして、教育条件の改善については「検討する」「具体的に扱う」としか記述されていません。

2011年度、義務標準法の改正により小学校1年生の35人学級が実現し、31年ぶりに40人学級の見直しが実現しました。しかし、今年度は法改正ではなく、加配による措置となったために、小学校2年生の35人学級は100%とはなっていません。自治体独自の努力の中でも40人ぎりぎりの学級は多くの学校、学年で放置され、特に高校は、少人数学級の検討さえ行われていません。

2013年度文部科学省概算要求では、「新たな教職員定数改善計画案」が出され、2013年からの5年間で小学校と中学校の全ての学年で35人以下学級を実現するとされました。改善計画の確実な実行を求めます。さらに、いわゆる「加配」ではなく、義務標準法の改正による確実な教職員増と少人数学級の実現が、「教育振興基本計画」の成果目標とされることを求めます。

教育振興のための国全体の計画である以上、教育条件の早急な改善について、国・行政の責任が明確に示されなければなりません。

7. おわりに…憲法と子どもの権利条約の精神を生かした計画にすること

憲法に保障された「教育を受ける権利」は、「法の下での平等」をあげるまでもなく、すべての子どもが等しく持っているものです。そして教育の目的は、教育基本法にうたわれた「人格の完成」であり、子どもの権利条約がかかげる「人格の完全なかつ調和のとれた発達」です。

憲法と子どもの権利条約の精神を生かし、すべての子どもたちが、貧困や格差、自己責任の押しつけ、いじめやあらゆる暴力から免れて成長していける豊かな教育を実現するための条件整備・改善に向けて、予算を含めた具体的な計画となることを求めます。

中央教育審議会教育振興基本計画部会
部会長 三村 明夫 様

全国高等学校長協会会長 及川良一
(東京都立三田高等学校長)

「第2期教育振興基本計画について」(審議経過報告案)について(意見)

1 成果目標1(「生きる力」の確実な育成)と成果指標について

成果指標には、小学校・中学校に関してはPISAや全国学力・学習状況調査等具体的に記述されていますが、高等学校に関しては具体性に欠けているように思えます。教育課程実施状況調査など具体的な記述や、高校生の「学習意欲の向上や学習習慣の改善の状況」を把握するための指標について具体的に触れていただきたいと思います。成果指標を測る仕組みがなく、「基本施策6」にあるように「生徒の学力の状況を多面的・客観的に把握する仕組みを構築する」ということであれば、そのことについて「成果目標2」でも触れていただきたいと思います。

2 「高等学校段階の教育の質の確保」に関する「成果目標」の明記を

基本政策7～9は、高等教育段階の学生を対象とした取組ですが、「基本政策9」は初等中等教育、とりわけ高校教育と大学教育の接続に関することです。しかし、高大接続に関して「基本政策9」の成果目標や成果指標には具体的な記述がありません。「基本政策9」の「点からプロセスによる質保証」システムの構築は、大学改革実行プランにある大学入試制度改革に係ることです。プランは「教科の知識を中心としたペーパーテスト偏重による一発試験的入試」から「志願者の意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入試」への転換を謳っています。具体的には、大学入試センター試験の資格試験的活用、思考力・判断力・知識の活用力等(クリティカルシンキング等)を問う新たな共通テストの開発等をあげています。この前提は高校教育の機能の明確化だと考えます。これまで大学入試の選抜機能に依拠していた「学習意欲の喚起」「幅広い学習の確保」「学力の状況の把握」は高校教育が担うべきものとされています。「学習意欲の喚起」については、成果目標1に明記されていますが、「幅広い学習の確保」や「学力の状況の把握」に関しては、成果目標には必ずしも触れられていません。

3 全ての生徒に共通して身に付けさせる能力の明確化について

高校生の興味・関心、能力・適性、進路等が多様化している現状を踏まえて取組「1-3」で「全ての生徒に対して身に付けさせる能力の明確化」をあげています。これが、成果目標1の「生きる力」にすべて含まれるのであればよいのですが、「社会を生き抜く力の養成」に記されているようなキーコンピテンシーや基礎的・汎用的能力、課題探究能力等を含むとするなら、そのような力をどのように把握するのかについて「成果目標」で触れていただきたいと思います。

4 キャリア教育について

労働政策研究・研修機構の小杉礼子氏によれば、昨年3月に卒業した高校生の6、8%が卒業後就職も進学もしておらず、その4分の3が普通科の生徒だといえます。未就職卒業者の多い普通科高校における職業教育(就業準備教育)の必要性を意味しています。「基本政策12」において、キャリア教育の充実、職業教育の充実が謳われ、特に専門高校に関する記述はありますが普通科については特にありません。普通科についても「基本政策12」の取組「12-3」で言及していただきたいと思います。同じく同調査によると、大学生への調査で、大学進学時に「卒業後就きたい仕事を決めていた」ことが現実の内定獲得に結びついてはいないとのこと。「卒業後就きたい仕事を決めていた」大学生と「全く決めていなかった」大学生とでは、決めていた大学生の内定率は58.8%で、「全く決めていなかった」は66.6%と決めていた大学生の方が低く、「内定無し」「就活中」を合わせた数字も「決めていた」大学生の方が多かったそうです。「就きたい職業を決めさせるキャリア教育ではなく「社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力」を育成するキャリア教育が求められていることを示しています。そのことは「基本政策12」の取組「12-1」に明記されていますが、普通科高校におけるキャリア教育、職業教育の在り方については特に言及していただきたいところです。

「第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）」に係る意見

全日本教職員連盟

はじめに

教育振興基本計画の策定により、我が国の教育施策の方向性を共有する計画がまとめられたことについては評価できる。しかし、それぞれの基本的方向における課題に対する個々の取組においては具体性を欠き、内容が大掴みであるため、達成度の検証が困難であるという指摘がなされていた。また、財政当局との調整によって、教育財政支出の数値目標をほとんど盛り込むことができなかったことは、施策を推進していく上での足枷となったことも否定できない。

第2期教育振興基本計画において、「Ⅱ我が国の教育の現状と課題」からは、これからの教育課題の大枠について以下のように読み取ることができる。

- 低学力層の底上げ
- 獲得した知識・情報の活用力
- 自ら学ぶ意欲の向上（特に理数系教科の学習に対する関心・意欲の向上）
- 規範意識や社会性の育成
- 現代的健康課題への取組と運動能力及び運動習慣の二極化の解消
- 家庭教育における社会性や自立心、基本的生活習慣育成の重要性の啓発と、地域・社会とのつながりの強化

これらを踏まえつつ、個別の教育課題を解決するために具体的な取組を行うが、上記の内容を見ると、我が国の教育は主に「自助」の力の強化に力点が置かれているという感が否めない。本計画において、これからの教育施策は、東日本大震災の教訓を生かしながら、未来志向の視点に立って改善方策を本計画に位置付けるという方針を示すならば、「共助」「公助」に関する更に踏み込んだ施策が検討されるべきである。

経済的危機の状況にある日本は、物質的豊かさから人間的豊かさへのシフトが求められている。我が国の「強み」である「クールジャパン」の源泉となる、人の絆や勤勉性、協調性、思いやりの心、基礎的知識技能の平均レベルの高さ等を軸に「自立、協働、創造」をキーワードとした新たな社会モデルの構築が求められる。また、東日本大震災によって、我が国に「人の絆」が今も強く存在することが改めて明らかとなり、それを国際社会に強く印象付けたことが各国からの支援につながり、「世界との絆」を感じる経験ともなったことに異論はない。

しかし一方で、「我が国が直面する危機」として、社会のつながりの希薄化等があり、文化・規範の継承のために、地域社会等のつながりや支え合いを取り戻さなければならないという点が挙げられている。そして、こうした我が国が直面する危機は、東日本大震災により、一層の問題の顕在化・加速化が進行しつつあり、生活水準、経済状況・雇用状況の悪化、社会格差の増大等、様々な影響が懸念されるとしている。

震災の教訓として、諦めることなく状況を的確に判断し自ら考え行動する力の重要性、

新たな社会的・経済的価値を生み出すための人材育成の重要性、環境に関わらず全ての子供たちが必要な力を身に付けられる環境整備の重要性、人々や地域間、各国間のつながり（絆）や人と自然の共生の重要性等を挙げ、これらを踏まえた復興に向けた新しい教育の動きは、今後の教育の在り方に大きな示唆を与えるものであり、我が国全体で発展させていくことができるよう支援を行うことが求められるとしている。

国際社会の中で他の国にはない、我が国特有の「強み」を伸長させる教育が必要であるという、我が国における今後の教育の全体像の中で、東日本大震災の教訓から今後の教育の在り方を探ることの重要性を強く指摘している点は評価できる。しかしそこには、被災地の「復興教育」による新たな教育のモデルの開発を期待し、それを普及させていこうというニュアンスが感じられ、復興教育に関して国がとる被災地との「距離感」に違和感を覚える。

第2期教育振興基本計画の策定においては、東日本大震災で得た教訓を踏まえながら、教育基本法の理念を実現するべく、今後5年間の教育政策の基本方針が机上の計画に止まらないよう、学校現場の実態を踏まえ、成果目標をより具体的に示すとともに、十分な予算措置が保障され、計画が適切かつ確実に実行されることによって、未来を担う子供たちのために教育環境がより良く整備されていくことを強く望む。

I 4つの基本的方向性に基づく方策について

1. 社会を生き抜く力の養成

○確かな学力について

児童生徒の学力保障においては、教員の教材開発や指導技術の向上が不可欠である。したがって、まずは教員が十分な教材研究を行う時間が確保されなくてはならない。そのためには、効果的に機能する学校マネジメント体制や校内研修体制を確立したり、事務負担の軽減化を図ったりすることが必要である。併せて、教員が子供たちとしっかりと向き合う時間を確保するための支援として、国や地方自治体は、学校の実態に応じた教職員配置に努めるべきである。

学習指導要領では、知識・技能を活用する学習活動の重要性が示されている。その意義については理解できるが、学校現場において、知識・技能を活用できる授業づくりをどのように具現化していくのが課題となる。学校の特色を生かした教育課程の編成や指導計画・指導案の作成を通して指導内容や指導方法の研究を深め、子供の学ぶ意欲を向上させる授業実践が継続的に行われることが必要である。併せて、「活用する力」を育てる授業づくりが全ての学校において実践されるためには、専門的な指導者が適切な指導・助言を行うことが不可欠である。文部科学省や教育委員会等が中心となって研修会を開設したり、優れた実践事例を紹介したりする等、校外からの支援体制の強化が必要である。

ICTの活用等による学びのイノベーションの推進では、学校におけるICT環境の整備と同時に、養成課程を含めた研修の充実と実施の徹底が必要である。教員のICT活用指導力向上のための施策においては、現場に過度な負担を強いることのない実施の在り方の工夫が求められる。

○豊かな心について

「豊かな心」の育成については、まず、道德教育の推進が挙げられるが、取組の具体性が示されていない。我が国や郷土の伝統・文化を継承・発展させるための教育の推進についても、武道の振興への支援以外に具体的な取組は示されていない。道德教育の推進と絡め、我が国と郷土の偉人から学ぶ道德教育の推進が特に必要であると思われる。

また、いじめ、暴力行為等への対策で、生徒指導体制やスクールカウンセラー等の活用による教育相談体制の充実、有害情報から子供たちを守る取組、地域や関係機関との連携が重要であることは言うまでもない。児童生徒の自殺防止に向けた取組の支援については、更に踏み込んだ具体的な取組が必要である。いじめは「どの子供にも、どの学校にも起こり得る」ことを周知徹底するとともに、文部科学省自体がそのことを強く認識し、「いじめはあってはならない」という前提での実態把握ではなく、いじめが起こった場合に具体的にどう対処すべきかという国の姿勢を強く示す必要があると考える。

さらに、子供たちの心情面の変容へのアプローチとして、豊かな情操を育む読書活動の推進は大きな効果が期待される。15 分間の朝読書の実施が、学級崩壊の解決に大きく寄与したという事例もある。しかし、豊かな情操等を育む取組として、音楽や美術（図画工作）等の教科学習を含めた芸術活動を重視する視点は見られない。「自立」「協働」「創造」の方向性を実現するための生涯学習社会の構築に、最もダイレクトに関わる可能性のある芸術文化活動についての不理解と軽視があると言わざるを得ない。

○健やかな体について

「健やかな体」については、子供の体力が昭和 60 年頃の水準を上回ることが成果指標として挙げられているが、運動経験と能力の二極化の解消については具体的に触れられていない。実際に日本人の運動能力に関しては、個々の記録等の向上を見ても一概に低下したとは言えない。例えば中学校の部活動において、科学的で合理的な運動理論の普及やそれに基づく練習により、個別の運動能力はむしろ飛躍的に向上したという実感が現場にはある。しかしながら、児童生徒の日常的な運動機会と環境の減少に伴い、平均値は低下していると理解する。特に部活動等に参加せず、運動が苦手で習慣化していない児童生徒に対して、日常的、自発的に体を動かすことのできる環境整備を目指すという視点が必要である。

「社会を生き抜く力」を育むために必要な勤労観や職業観について、我が国の成長分野において中核となる専門人材の養成及び円滑な「学校から社会・職業への移行」に主眼を置き、産学官の連携強化や学校とハローワークとの連携強化を図る重要性は理解できる。しかし、我が国は世界に誇るべき技術を持ちながら、これまで学校教育において重視されてきたとは言えず危機に瀕している状態である。進路選択の多様性を確保する意味でも、伝統工芸職人等、または料理人や芸術家、農林水産業等の担い手にもスポットを当てた幅広いキャリア教育、職業教育が必要ではないかと考える。

○幼児教育の充実

幼保一体化の動きは、待機児童の解消と女性の労働力の確保の視点が色濃く、教育に焦点を当てた議論が欠落していた。保護者の意見も様々であり、各方面からの反対も多い中、拙速な制度化に踏み切らず、今後も慎重に議論を進めるよう求めたい。

幼児期は、生涯に亘る人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることは間違いない。したがって、幼児期の教育は、「三つ子の魂百まで」という諺が示す通り、その後の生き方を大きく左右するものである。子供自身の心身の成長に最適な条件整備を最も重要な視点として、幼児教育の充実を推進することが大切である。

○特別なニーズに対応した教育の推進

特別な支援を要する児童生徒は、毎年増加傾向にあり、特別支援教育の充実は、重要な教育課題となっている。現在、特別支援教育においては、幼稚園から高等学校までを通じて、特別な支援を要する児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うため、自立活動の改善や、「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」の作成等によって、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を図るとともに、特別支援教育コーディネーターの活用や校内委員会の実施等による校内体制の整備を推進している。今後も、特別支援教育の充実をより一層図っていかねばならない。

特別支援教育をインクルーシブ教育の方針に転換することは、未だ理念先行の感が否めず、現実的な教育施策ではないと考える。インクルーシブ教育の理念に基づく特別支援教育を適切に行うためには、特別な支援を要する児童生徒に必要な施設・設備の整備とともに、専門的な知識を持った人員の十分な配置が不可欠である。条件整備が行われないまま、共に学ぶという方針の表面的解釈によって、特別な支援を要する児童生徒を通常の学級に安易に受け入れた場合、学校現場に大きな混乱を招く可能性がある。また、特別な支援を要する児童生徒に、現行の特別支援教育以上の教育を提供することは困難であり、教育の質が低下することも懸念される。

○現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

男女共同参画の内容が「男女が協力して、より良い社会づくりに参画する」という文字通りの意味であるならば異論はないが、一部の学校現場においては、行き過ぎた「ジェンダーフリー教育」が横行しており、社会問題となっている。家族の絆の希薄化という問題の影には、ジェンダーフリーの考えが潜んでいるという専門家の意見もある。「男女共同参画に向けた学習」について具体的な方向性を示さなければ、拡大解釈によって、行き過ぎたジェンダーフリー教育が更に進められることにもつながりかねない。男女共同参画に向けた学習の内容が、慎重に審議されることを望む。

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

○新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

卓越した能力を備え、国際社会で先導的に活躍する人材を育成するために、特に英語力の向上と理科系人材の養成について、かなり具体的で高度な成果指標が示されている。高等学校と大学の接続に関して飛び入学や早期卒業の制度についての踏み込んだ取組が示されたことは評価できる。ただ、「社会を生き抜く力」の育成において、各分野に興味・関心を有する子供の視野の拡大、創造性やチャレンジ精神の一層の伸長を図るための初等中等教育段階の学校教育の役割については、その取組が示されていない。

高等学校と大学との接続に関して、高校卒業の認定の在り方についての具体的検討が必要であると思われる。また、体育、文化・芸術分野において、エリート教育の推進を図る取組が示されているが、子供たちの興味・関心、意欲と能力の発揚は、初等中等教育が担う部分が小さくはない。したがって、初等中等教育段階での体育、芸術分野の教科の役割について、英語教育と同等の具体的な取組を盛り込むことが必要である。

3. 学びのセーフティネットの構築

○意欲ある全ての者への学習機会の確保

高校無償化制度によって、授業料が不徴収となったり減免されたりしたことで、家庭の教育費の負担は軽減された。その反面、所得制限のない一律の授業料不徴収や就学支援金の給付は、巨額の財源を必要とするために、他の文教予算の削減や高校教育の改善・充実の妨げとなる可能性が懸念される。全日教連は、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の規定に基づき、高校無償化制度の在り方についての検討と、家庭の経済状況に応じた給付型の奨学金制度の創設を求めている。

大学においても、優秀な学生を確保し、世界トップレベルの教育・研究を充実させていくことは非常に重要である。ただし、教育も研究も短期間で結果が出るものではなく、大学の特色を生かした教育研究の安定的、継続的な支援が必要である。

また、日本の大学は、授業料が高額であるため、経済的な理由により優秀な生徒が進学を断念せざるを得ない状況がある。国公立・私立とも授業料を引き下げるとともに、奨学金制度の充実や、生徒の才能や能力を十分に生かせる選抜の在り方を確立することが必要である。

○安全・安心な教育研究環境の確保

公立学校施設の耐震化については、平成 27 年度までの出来るだけ早い時期に完了させるとしている。しかし、学校施設の耐震化率の向上に向けた成果指標はあくまで建物の構造体の耐震化である。非構造部材の耐震対策を含めた防災機能の強化については、推進するという表現に止まっている。東日本大震災の教訓を踏まえるならば、学校施設は地域の避難所となる可能性があり、子供たちが日常生活を送る場である学校において、地盤の強化と非構造部材の耐震対策を含めた完全な学校施設の耐震化についての成果指標を示すべきであると考ええる。公立小中学校においては、実際に非構造部材の耐震対策を終えているのは 4 月 1 日現在で 32.0%であり、34.0%の学校では点検すら実施できていない。

老朽化している学校施設の長寿命化については、築 25 年以上の小中学校施設については全保有面積の約 7 割に達しており、対策が必要であるが、今後の具体的取組が示されていない。築年数と建物の危険度は必ずしも一致しない。例えば、築 25 年以上の建物が一律に危険なわけではない。したがって、老朽化対策についての優先順位と基準を明確にし、今後 5 年間の成果指標を具体的に示すべきである。

子供たちの登下校や地域における安全・安心な放課後の生活が保障されることも重要である。子供たちが安心して活動できる教育環境整備のために、学校、地域、行政が一体となった安全対策が必要である。国は、安全・安心な教育研究環境を確保し、学校管

理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少と死亡する児童生徒等のゼロ化を実現するために、子供の安全対応能力の向上を図るための取組や、具体的、先進的取組を実施している学校や地域の増加を図るとともに、その情報の共有化を図り、個別の実情に応じた対策が講じられるよう支援をする必要がある。自然災害、事故、事件等いかなる原因・理由があろうと教育の場において、断固として子供たちの命を守るという強い覚悟のもと、あらゆる手段を用いて最優先に対策を講じなければならないと考える。

○児童虐待から子供を守る取組

保護者等による児童虐待により、幼い命が失われる痛ましい事件が発生している。「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」で、早期発見に努めなければならないと規定されているが、そのほとんどは家庭内で行われるため発覚しにくい。

児童相談所は、虐待を解消するための核となる重要な施設であるが、深刻化する虐待の状況に対応し切れていないのが現状であり、職員の増員、児童福祉司の養成や研修制度の整備、警察との連携強化、保護施設の充実、引き渡しの在り方等に関して、多くの課題を抱えている。子供の安全を最優先し、迅速・的確な判断と実効性のある対応ができるよう、計画的な職員の増員を含めた児童相談所の機能強化が必要である。

○児童生徒の自殺を防ぐ取組

警察庁の「平成 23 年中における自殺の状況」によると、平成 23 年の児童生徒の自殺者数は、小学生 13 人、中学生 71 人、高校生 269 人となっている。平成 22 年度と比較して、中高生は若干の減少が見られるものの、小学生は 6 人の増となっており、児童生徒の自殺防止は、まさに喫緊の課題である。主な原因としては、学業不振や進路問題、学友との不和、いじめ等の学校問題の他、親子関係の不和や家族からの叱責、うつ病等の精神疾患によるもの等、原因は多岐に亘る。

したがって、自殺防止の取組においては、学校だけでなく、家庭や地域、警察、相談機関、医療機関等の関係諸機関の連携体制の構築が必要である。さらに、教職員の多忙感の解消や養護教諭の複数配置基準の引き下げ等によって、教育相談体制を充実させ、教職員が児童生徒をよりきめ細かく見守ることのできる環境を整えなければならない。

また、教職員が、児童生徒の些細な変化を見逃さないために、児童生徒に対する観察やカウンセリングの技能、自殺の兆候が見られたときの対処法等、自殺防止につながる研修機会の充実が求められる。

○犯罪から子供を守る取組

警察庁の「平成 23 年警察白書」によると、刑法犯に係る 13 歳未満の子供の被害件数は、平成 14 年以降減少傾向にあり、平成 22 年中は 3 万 1,832 件と、前年より 1,648 件 (4.9%) 減少したが、依然として高い水準にある。また、平成 22 年中の全刑法犯に係る被害件数に占める子供の被害件数の割合の高い罪種についてみると、略取誘拐が 49.2% (91 件)、強制わいせつが 15.1% (1,063 件)、公然わいせつが 11.3% (109 件)、殺人が 7.2% (77 件) と、特に高くなっている。

これらの事件に巻き込まれた場合の、子供たちの心身に与える影響は計り知れない。子

供たちが安心して生活を送ることができるよう、関係省庁が警察や各種青少年健全育成団体との連携を図り、情報収集等に努めるとともに、通学路及び学校周辺の安全対策や、被害防止教育の推進、情報発信活動の推進等の対策を強化・充実しなければならない。

○いじめ・不登校を防ぐ取組

文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、平成23年度における小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は7万0,231件、小・中・高等学校における不登校児童生徒数は17万3,750人となっており、依然、看過できない高い水準であることが明らかとなった。インターネットや携帯電話を介して行われる誹謗・中傷等は、発見しにくい現状もあること等から、報告されたいじめ認知件数よりも実際は多いと推測できる。いじめや不登校を防止するためには、各学校での真摯な取組が必要なことは言うまでもなく、道德教育を充実させ、他者をいたわる心や強くしなやかな心の育成を図らなければならない。

しかし、いじめや不登校に至る前の兆候を早期に発見し、素早く対処するためには、学校だけではなく、家庭や地域での子供の様子を多くの目で観察することが重要である。また、いじめや不登校に至った場合でも、多くの大人が関わることによって、自殺などの重大な事態に至る前に解決することも可能となる。

○有害情報から子供を守る取組

情報社会の進展により、インターネットやメールが普及し、それらを利用する子供たちが被害者や加害者になる事件、有害情報へのアクセスによるトラブル等が多発している。これらの情報は、あらゆるところに氾濫しているため、現状の改善は学校で取り組んでいる情報モラル教育だけでは限界がある。子供たちが安心してインターネットや携帯電話を利用できるようにするため、家庭での情報モラル教育の充実を図るとともに、国全体で規制の在り方について検討し、法的な整備を行うこと等が必要である。

4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

○互助・共助の活力あるコミュニティの形成

公民館や児童館は、生涯学習の場として、重要な役割を果たすとともに、世代を超えた交流の場となり、子供たちの学びの土壌としての機能を果たしている。子供たちに対する地域教育の場として、公民館や児童館の機能を更に充実させることが望まれる。また、美術館、博物館、図書館等の文化的な施設や事業も、学校では得られない本物に触れる体験ができる貴重な学びの場である。その他、地域に残る文化的行事に積極的に参加することも、同じ地域に住む様々な人たちと交流し、伝統と文化の継承につながる貴重な機会となる。子供たちの豊かな感性と情操を育むこれらの施設や事業を、更に充実できるよう、国や自治体等の支援が求められる。

運動能力の二極化に伴う子供たちの全体的な体力の低下は、公園等の遊び場の減少や、ゲーム機器等の普及による日常的な運動離れが要因の一つになっていると考えられる。子供たちの体力増強や健康促進に寄与するために、社会体育施設の整備や事業の充実が求められる。

地域において、様々な専門知識や技能を持った人たちが地域における教育に携わることは、その分野に対する子供たちの興味関心を引き出すだけでなく、生涯に亘る目標を見つけ、学ぶ意欲を喚起することにもつながる。学校、家庭、地域の連携協力推進事業を通して、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しながら、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指さなければならない。そのために、地域住民等の参加による「学校支援地域本部」や「放課後子ども教室」等、各地域の実情に応じた取組への支援が求められる。これらの取組の成果と課題を検証するとともに、地域人材の発掘と育成について、情報の提供や財政的支援等の更なる充実・強化を求めたい。

三世代同居の家族が少なくなり、依然として核家族化に歯止めがかからないのが実情である。だからこそ、親が親になるための学習、親が親として成長するための学習が必要である。また、乳幼児の子供を抱える保護者が孤立しないように、気軽に相談でき、情報交換し合えるネットワークを構築する等、子育てを応援する社会が望まれている。そのためには、国や地方自治体及び企業が、子育て支援をより積極的に進めることが大切である。

Ⅱ 4つの基本的方向性を支える環境整備について

○教育行政体制について

現在の教育委員会制度は組織や運営が形骸化し、実質的にその機能を果たしていないという指摘がある。また、市や町の規模によっては、教育委員として適した人材を確保することが難しい現状もある。しかし、教育委員会の持つ中立性、継続性、安定性を確保することは、公教育を維持向上させる上で不可欠である。そのために、教育委員会制度の存続を前提とした上で、教育委員会の規模や役割等、必要な改革を行うことが望まれる。

OECD の調査によると、我が国の全教育段階（初等中等教育・高等教育）における国内総生産（GDP）に占める公財政教育支出の割合は、OECD 加盟 31 か国の平均が前年度調査の 5.0%から 5.4%に伸びたにもかかわらず、前年から 0.3 ポイント増の 3.6%に止まっている。これは、OECD 加盟国中 3 年連続の最下位であり、依然として低い水準であることが明らかになった。一般政府総支出に占める割合においても、他の OECD 加盟国と比較して相当低くなっている。その一方で、教育支出全体の 31.9%が在学者の塾や習い事等の学校外の教育費以外の家計負担より賄われている。教育が国の未来を担う人づくりであるならば、教育を重視していない現状にある今日の日本は、自国の将来に対して大きな負債を積み重ねていると言わざるを得ない。

今後の教育振興のためには、文教予算の確保・充実が必要不可欠である。諸外国における公財政支出等の教育投資の状況に危機感を持ち、教育への投資を惜しまない国づくりの方向性を是非とも示す必要がある。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と教育水準の維持向上という目的の下、諸外国には見られない、日本の誇るべき制度と言える。今後の教育振興においては、どこの地域においても、そこで学ぶ全ての子供たちに質の高い教育を提供し、地域間の教育格差を是正するためにも、かつての同制度と同様に教材費や図書費等も含め、義務教育にかかる費用を全て全額国庫負担することを見据えた明確な数値目標を示すことを強

く望む。各自治体においては、景気後退による財政状況の悪化に伴い、教職員の給与を独自に削減しているところも見られる。義務教育費国庫負担金の最高限度額と実支出額の比較によると、教職員給与の実支出額の3分の1（実額）が、政令で定める義務教育費国庫負担金の限度額（定額）を下回っている自治体がある。多くの自治体は、教職員給与の3分の2が地方交付金として措置されているため、定額を下回った金額は、教職員給与以外の費目に使われたことになる。さらに教材費・図書費の支出については、文部科学省が積算しているにもかかわらず、一般財源化されているために一層大きな地域間格差が見られる。

多様化・複雑化する今日的な教育諸課題を抱え、学校現場の教職員は多忙を極めている。教職員の精神疾患による休職者・離職者も依然として多い。こうした教職員の多忙感を解消する最も効果的な方策として、教職員の増員により校務分掌等を分散し、一人当たりの職務負担を軽減し、子供たちと正面から向き合うことができる時間を確保することが必要である。

○教職員体制等の整備について

平成25年度予算の概算要求で、新たな教職員定数改善計画が示されたが、少人数学級化に伴う教職員の増員は、小学校3年生から中学校3年生までの全ての学年において5年間の間に加配措置で行われることになっている。実施学年を各都道府県の実情に合わせて決定できることは合理的であり、加配の特性を生かした措置であると言える。しかし、この計画が真に実効性のあるものになるかどうかは疑問が残る。加配教員の定数は、毎年度の国や地方の財政状況を勘案して決定され、国は都道府県からの申請を受けて配置するため、各都道府県の財政状況が確保に影響し、地域間の教育格差につながっていると考えられる。また、加配事項による職務上の制限があり、学校現場や児童生徒の実態に応じた活用が難しい面も課題として挙げられる。やはり、安定的・計画的な教職員の増員には、まず基礎定数の充実が重要であると考ええる。そのためには、一校当たりの学級数に対する乗数の引き上げや、1学年の児童生徒数30人を単位にした教職員定数の算出方法の改善等、義務標準法の改正が必要となる。学校現場が抱える様々な課題を解決していくためには、教職員の安定的・継続的な確保が不可欠であるため、義務標準法の改正を伴った真に実効性のある「教職員定数改善計画」の策定を求めたい。

平成19年の学校教育法の改正により設置が可能となった、副校長や主幹教諭、指導教諭といった新しい職の設置をさらに促進することによって、学校マネジメント機能を強化し、学校組織を活性化することが期待されている。しかし、配置は地方自治体に任されており、職務内容も明確に規定されていないため、十分に進んでいるとは言い難い。

今日的な教育諸課題を解決していくためには、校長のリーダーシップの下、学校の組織力を向上させ、教職員全員が協働して対応する体制を確立することが重要である。国は現状の把握に努め、具体的な数値目標を設定した上で、責任を持って新しい職の更なる配置促進を実施していくことが望ましい。

Ⅲ 東日本大震災からの復旧・復興支援について

東日本大震災からの復旧・復興支援はソフトとハード両面の完全な復旧・復興を期して行われなければならない、中長期的な切れ目ない支援が必要なことは言うまでもないが、それが一刻も早く達成されるよう、国の最大限の努力を求めたい。

防災教育、災害対策に関しては、各自治体や地域、学校の個別の取組が先行し、地方に遅れをとった国には、深刻性、緊急性、具体性が欠け、国民の命を守るという当事者意識が感じられない。災害大国と呼ばれる我が国は東日本大震災を機に、ハリケーン被害に対するメキシコのように真剣且つ大胆な取組を行い、メキシコ以上の防災大国として世界に認知されるよう努めるべきである。それは地域連携等を含めた学校における防災教育の充実・発展による部分も大きい。学校を中心とし、国と地域が一体となっていく防災教育が定着することで、災害からの被害が最小限に食い止められ、国民の命が守られ、本計画において震災からの教訓として重視するつながり（絆）や、人と自然との共生の在り方が形成されたいと考える。

被災地における復興に向けた新しい教育の動きが、今後の我が国の教育の在り方に大きな示唆を与えることは確かであるが、東北発の未来型教育モデルづくりを我が国全体で発展させていくことが、震災の教訓を踏まえた教育の在り方とは捉えがたい。実験的サンプルとして被災地の「教育復興」の成り行きを見守り、その結果を未来型教育としてモデル化することには違和感が否めない。それが被災地の教育の復旧・復興とともに、我が国全体の教育の発展に寄与するというのであれば、尚更より具体的な教育復興計画を示し、成果目標を明確に設定するべきである。東日本大震災に伴う被災地及び周辺地域に及ぼした被害状況は、原発事故による放射線被害も加わり、極めて複雑である。それらの完全な復旧・復興については、第2期教育振興基本計画においても被災した子供たちの現在と将来に関わる特別な事項として扱われるべきである。

このことと、我が国の防災大国に向けた災害対策や防災教育の取組は、重なり合い影響し合う部分はあるが、同じカテゴリーで進める施策であってはならない。震災の教訓から学ぶとはそういうことではないかと考える。

おわりに

教育は、未来に対する先行投資であり、将来の日本を支える青少年を健全に育成する崇高な営みである。経済状況の如何に関わらず、教育に対する投資を惜しまず、子供たちのために教育環境を整えていくことは私たち大人に課せられた責務である。

国は、未来への先行投資である教育を重視するという明確なメッセージを、社会全体と世界に向けて発信する必要がある。教育基本法に根拠を置き、地方の教育実践を力強く後押しできるような教育振興基本計画の策定、実施を強く望むものである。

さらに、東日本大震災から得られた教訓を重く受け止め、我が国の「強み」の強化を日本の教育における揺るぎない軸として位置付け、国際社会に誇れる日本人としてのアイデンティティーを備えた人材を育成しなければならない。

中央教育審議会教育振興基本計画部会

「基本施策」に係わる提案及び意見

基 本 施 策	提 案 ・ 意 見
基本施策 1 [確かな学力を身につけるための教育内容・方法の充実]	【基本的な考え方】 ○このため、グループ学習や<u>学校図書館</u>、ICTの活用 ～ 【現状と課題】 ○～個に応じた指導の推進や<u>学校図書館</u>、ICTの～ 1－2（ICTの活用等による学びのイノベーションの推進） ・学校図書館を、読書指導だけでなく、学習（教材資料）センターとして位置づけ、図書資料等を活用した、調べ学習を積極的に進める。 ・「ICTを活用」は校務の効率化だけでなく、学習の意欲向上と効率化にも大きく寄与する、更に、電子黒板等のIT環境の整備は内需を拡大し国内経済を活性化させる。そのためには、義務教育費国庫負担金から除外されている「教材費」も復活させるべきである。
基本施策 2 [豊かな心と健やかな体の育成]	2－2（生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実） ～関係機関等と連携を図りながら、<u>専任の生徒指導担当教諭を軸に</u>、全校指導体制で一人一人の児童生徒の～
基本施策 3 [教員の資質能力の総合的な向上]	【基本的な考え方】 ○教職員（特に教頭・副校長）の多忙な状況を打破し、一人一人の子供に向き合う環境を作ると共に、校務の効率化や地域におけるさまざまな人との協働によってよりよい教育活動が行われるよう人的環境を整備する。 3－1（教員の養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革による学び続ける教員を支援する仕組みの構築） ・学び続ける学校・教師を支援するため、市町村での教育センター充実に努める。 ・教育委員会においては、県と市町村教育委員会の研修システムを一層体系化すると共に、もっとも身近な市町村レベルで教育センターの設置・充実に努め、学び続ける学校・教師を指導・支援する。 ・教育センターは、指導主事スタッフ等を充実するとともに、稼働時間の工夫、教材・教具の収集整備、教育関係図書・ビデオの整備、研究や授業指導上の相談体制整備等に努め、文字通り教育のセンター機能を果たす。 3－2（適切な人事管理の実施の促進） ・「教員の資質能力の総合的な向上」には、役職定年後の教育管理職が、経験を生かし、指導者として貢献できる。 ・「教員一人一人の能力や業績を適切に評価する教員評価の実施」や「評価結果の処遇等への反映促進」には、これによって管理職が訴えられる事例が実際に起きているので、評価者（校長・副校長・教頭）をサポートする複数の教頭（副校長）や、退職校長・教頭（副校長）によるスタッフ職等の配置が必須条件である。
基本施策 1 3 [優れた才能や個性を伸ばす多様で]	1 3－1（優れた才能や個性を伸ばす仕組みの推進） ・理系の大学の小学校クラブ活動、中学校部活動の活性化施策を講じ、高校の理系クラブ、工科高校との連携システムを作る。企業をふくめたイベントなどを開催するなど、体育

高度な学習機会等の提供]	関係部活動と同様に子供たちが活躍し評価される理系部活動での出番を設ける。
基本施策 1 9 [活力あるコミュニティ形成と絆づくりに向けた学習環境・協働体制の整備と推進]	1 9－2（地域と共にある学校づくりの推進） ・「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の拡大」や「学校関係者評価の実施促進」、また、「学校と地域・産業界等とが連携・協働した教育活動の充実」にも学校管理職を支えるスタッフ職を配置することで、より確実に推進される。また、スタッフ職には、保護者や地域の窓口として経験を積んできた教育管理職経験者が適任である。
基本施策 2 2 [現場重視の学校運営・地方教育行政の改革]	【基本的な考え方】 ○教育の機会均等と教育水準の維持向上を図り、教育現場の主体性と創意工夫を促すためには、人材確保法の維持と義務標準法を改正し、教育の質と量の両面からの環境づくりが必要である。 ○国と地方の適切な役割分担も、現在のように、義務教育費の 1/3 を国庫より支出、2/3 が地方交付税に一般財源化された状態では、財政が苦しい県はとても困難な状況である。義務教育費を、まず 1/2 そして、全額国庫負担へと引き上げることが前提条件である。 ○国民の信頼に応える教育改革の遂行と教育の正常化を促進するため、管理職の職務権限を確立し、職務内容を明確化するとともに、予算権や人事権など学校裁量のわくを拡大させる。 ○「地域の主体性、創意工夫が活かされるような教育行政体制」を確立するために、地域をよく知る教育管理職が十分に貢献できる。役職定年後の教育管理職の活用を図ることが肝要である。
基本施策 2 3 [きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員体制等の整備]	【基本的な考え】 ○～とりわけ、マネジメント体制の充実と教員が一人一人の～教職員配置体制の再構築と適正化が重要となる。 ～十分勘案しながら、マネジメントスタッフ体制の充実を含む計画的な教職員定数改善を検討する。～ 【現状と課題】 ○地域連携、学校評価、教職員評価、校内 I C T 化の推進、新しい学びへの授業改革、地域人材・外部人材活用、幼小中高の学校間の連携、学校要望・苦情等へ対応するため、学校のマネジメントスタッフ体制充実が求められている。 2 3－1（学級規模及び教職員配置の適正化） ・「少人数学級の推進」については、平成 22 年 8 月に示された教職員定数改善計画を予定通り進めていけば、平成 24 年度は小 3 の 35 人学級が実現していたはずである。まずは、文科省と財務省の覚え書き（平成 23 年 12 月）に沿って、今後の定数改善計画に見通しをつけるべきである。 ・「優秀で意欲のある人材を教員として確保するため」には、人材確保法を元に戻し、教員の処遇を改善することが肝要である。 ・学校のマネジメント体制を見直し、学校に求められている諸課題に適切に対応するために、マネジメントスタッフ充実の観点から学校職員体制全体のあり方を見直し、定数改善計画に反映させる。
基本施策 2 4 [良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備]	2 4－2（教材等の教育環境の充実） ・専任司書教諭や学校図書館担当職員の配置により、読書指導の計画的推進や調べ学習推進のための人的体制の一層の充実を図る。

中央教育審議会教育振興基本計画特別部会
部会長 三村 明夫 様

全国公立小中学校事務職員研究会
会 長 横山 泉

「第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）」に関する意見

教育振興基本計画特別部会におかれましては、第2期教育振興基本計画について精力的に審議を重ねて来られ、審議経過報告をとりまとめられましたことに敬意を表しますとともに、本会にも意見表明の機会を与えてくださいましたことに心から感謝申し上げます。

本会は、「子どもの豊かな育ちを支援する」ことを学校事務のミッションとして掲げ、学校事務・学校運営組織の在り方や事務職員の役割を追究し、事務職員に必要な資質能力の向上をめざしています。

現行教育振興基本計画で示されている「公教育の質を高め、信頼を確立する」、「社会全体で子どもを育てる」という義務教育段階における課題を受け、事務職員も他の教職員とともにさまざまな教育条件整備の役割を担っています。

今回、第2期教育振興基本計画が目指す4つの基本的方向性において示された、「自立」「協働」「創造」を基軸とした新たな社会モデルを実現するための生涯学習社会の構築に向け、本会も義務教育段階における様々な施策に呼応した取組を進めたいと考えています。

第2期教育振興基本計画の策定にあたり、公立小中学校の事務職員の立場から下記のとおり意見を申し述べさせていただきます。

記

1 4つの基本的方向性とそれに基づく方策について

（1）社会を生き抜く力の養成

「生きる力」の確実な育成や学校内外の多様な環境からの学びを保証するためには、義務教育段階において、学校と家庭や地域社会との連携・協働の推進、教育内容・方法、教育環境の整備、および教育システムの改善を図ることや学校力の向上が必要です。そのためには、教職員全員で課題に対応する学校組織マネジメントの構築が最も重要であると考えます。

（P34 1－1 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等）

- 新しい学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等は学校教育の基盤をなすものであり、その推進にあたっては教材・教具等の整備など教育環境の充実が欠かせません。「教材・教具等の整備による教育環境の充実」や「教材教具等の活用による指導法の改善」などを基本施策1および2を実現するため、「主な取組」として位置づけていただくようお願いします。

（P34 1－2 ICTの活用等による学びのイノベーションの推進）

- ICT環境の整備については、ハードの整備が進み、デジタル教科書や創意工夫あふれる教材も開発されていますが、学校での整備・配備や活用はまだこれからといえます。さらなる学校のICT環境の整備や活用するための指導力の向上に向けた取組が必要と考えます。

（P34 1－4 学校間連携の推進）

- 小中一貫教育や小中連携が各地で展開されています。しかし、より効果的に推進するためには、教育内容だけでなく学校運営組織の再構築が必要であると考えます。学校間連携を円滑に推進し、地域の状況に適合した学校運営を実施するには、抜本的な学校運営組織の再構築が必要であり、強化された事務組織が不可欠です。

（２）学びのセーフティネットの構築

（P76 １６－２ 義務教育に係る教育費負担軽減）

- 子どもの学びの環境を整備していく上で、「義務教育費の無償」を前提とした「ナショナルスタンダード」を保証していくことが必要と考えます。

「学びのセーフティネット」の構築という観点から、保護者負担である教材費や給食費について負担の軽減を図り、経済的格差が教育格差につながることを防ぐよう、子どもの教育機会の確保を図るしくみが必要と考えます。また、あわせて保護者負担経費の未納を解消する策を講じることも重要であると考えます。

（P81 基本施策１８ 教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保）

- 全国の公立学校の約９割が避難所に指定されていることを踏まえ、学校施設の防災機能を早急に整備することが必要と考えます。東日本大震災の教訓を生かし、学校が地域安全の拠点としてその役割を担えるよう、避難所としての学校の在り方について、施設設備・物資等の整備・充実も含めて自治体や地域との連携によりさらに明確にしていくことが必要と考えます。

つきましては、「地域安全の拠点としての学校」を主な取組として取り上げていただくようお願いします。

（３）絆づくりと活力あるコミュニティの形成

（P86 １９－２ 地域とともにある学校づくりの推進）

- 地域とともにある学校づくりの推進には、学校支援地域本部等の取組の充実や、コミュニティ・スクールのさらなる拡大が重要と考えます。また、この施策をさらに拡充し、円滑に実施していくためには、学校と地域をつなぐコーディネーターが必要であり、学校には地域を含めた組織をマネジメントしていく力が必要と考えます。（１－４、基本政策２２関連）

２ ４つの基本的方向性を支える環境整備について

（P91 基本施策２２ 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革）

- 多様な課題を解決していくには、学校の教職員だけでは困難な状況にあります。学校運営協議会制度などの制度をさらに拡充し、地域とともにある学校づくりを推進させていくことが重要であり、また喫緊の課題と言えます。

地域とともにある学校づくりを推進するためには、コミュニティ・スクールなどの新たな学校運営組織の確立が必要であり、ここでは地域と学校、学校間のコーディネートを担う役割が必要となります。学校事務の共同実施や学校間連携を担う事務組織が学校運営支援の役割を担い、事務長のリーダーシップのもと事務職員が学校と地域のコーディネート役を担うことで、安定的に地域のリソースを有効に活用するしくみが生まれ、ひいては学校管理職や教員の負担軽減につながり、新たな地域学校運営の形が生まれてくると考えます。

（P93 基本施策２３ きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員体制の整備）

- 現状と課題として、「子どもと正面から向き合う教育環境づくりのための教職員体制の整備について検討が必要」と述べられていますが、教員が子どもと向き合うことに専念するためには、教職員のそれぞれの役割を明確にし、学校運営体制における学校事務組織を確立させることが最も有効であると考えます。このためには、校長を補佐し、学校運営を担う事務職員の数の充実と質の向上が不可欠です。事務職員を含む教職員の短期・中期での定数改善計画の策定と採用・初任期からの体系的な研修・育成プログラムの構築が急務と考えます。

（P95 基本施策２４ 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備）

- 新学習指導要領を円滑にかつ着実に実施し、良好で質の高い学びを実現し、充実した教育活動を展開するためには、教材整備指針に基づく教材整備を計画的に進め、教育環境整備をさらに推進することが不可欠です。市区町村の財政格差を是正するようなより実効性のある財政措置をのぞみます。

平成24年9月14日

社団法人日本PTA全国協議会

会長 武田 岳彦

中央教育審議会教育振興基本計画部会における
「審議経過報告」に関する要望等について

今後5年間に実施すべき教育上の方策に係る4つの基本的方向性に基づく方策（豊かな心と健やかな体の育成）及び東日本大震災からの復旧・復興支援に関し、日本PTAとして、次のとおり要望します。

1. 豊かな心と健やかな体の育成

基本政策2の【現状と課題】において、「子どもの体力は、概ね低下傾向に歯止めがかかってきているが、昭和60年頃と比較すると、基礎的運動能力は低い状況であり、…」とされ、【基本的考え方】として「子どもの体力の向上傾向が維持され、確実なものとなるよう、学校と地域における子どものスポーツ機会の充実を図る。」としている。このことは保護者としても関心は非常に高く、改善が必要である。

しかし、成果目標1（「生きる力」の確実な育成）における【成果指標】においては、「①今後10年間で子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持され、確実にする。」とされているが、その意味が不明であり、分かりやすく修正願いたい。

また、【主な取組】2－7学校と地域における子どものスポーツ機会の充実では「スポーツ基本計画に基づき、学校の体育に関する活動や地域スポーツを通じて、子どもが十分に体を動かして、スポーツの楽しさや意義・価値を実感できる環境整備を図る。」とされているのみであり、他の取組に比べ具体策に欠けている。どのような方法で体力の向上を図るのかをお示し願いたい。

2. 東日本大震災からの復旧・復興支援

Ⅲ東日本大震災からの復旧・復興支援の【基本的考え方】において「東日本大震災の経験を踏まえ、困難な状況に直面した際に自ら考え判断し行動する力や、困難に立ち向かうために周りの人々と協力し合う力などを育む教育の推進が必要であり、被災地からの未来型の教育モデルづくりや防災教育を促進し、被災地だけでなく全国的に共有していく。」とされている。この考え方に賛同し、今後の実践に期待したい。

しかし、既に新学習指導要領が実施されている現状においては、学校における授業等の創意工夫の中で行われるものと考えられる。例えば、学校と家庭、地域との関わりなどの中で、どのような教材や授業時間等を利用し、どのような方法で教えていくのか、少し踏み込んだ説明をお願いしたい。

また、指導のガイドライン等を作成して実践するなど、子どもたちの基本的学びに著しい格差が生じないよう特段の配慮をお願いしたい。

以上

P2 前文について

「一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、」とあるが能動的に学び続けることの大切さを教える教育実施がまず重要と考えるので「教育によって一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、」とすべきではないか。

次に「学びのセーフティーネット」の意味がピンとこないので注釈かサブタイトルをつけられないか。

例：「学びのセーフティーネット」～いつでもどこでも学べる保障～ としてはどうか。

P17 学びのセーフティーネットの構築

「安全・安心で充実した教育機会にアクセスできるように」とあるが、いつでもだれでもがアクセスできるという点が大切なので、「安全・安心で充実したユニバーサルデザインによる教育機会にアクセスできるように」としてはどうか。

P19「あわせて持続可能な社会の構築という見地からは、「関わり」「つながり」を尊重できる個人を育成する「持続発展教育（ESD）」の推進が・・・」とあるが、ESDの基本的な考え方の観点は「関わり」と「つながり」だけでは表現と説明が足りない。「あわせて持続可能な社会の構築という見地から、持続可能な社会づくりのための担い手づくりとして、人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性と、他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」「つながり」を尊重できる個人を育成するため、国連で決議されユネスコが推進機関としてなっている「持続発展教育（ESD）」の推進が・・・」とすべきではないか。

P22 多様な職業生活に応じた柔軟な学習環境の整備

「生涯のどの時点においても身に付け、能力の向上や職業の選択・変更が可能となるような柔軟な学習環境の整備が必要である。」とあるが、学んだことを社会に還元することで自己有用感を持ってさらに学習に取り組めるようにするため「生涯のどの時点においても身に付けられようにすることで、個人と集団・社会を結び生涯学習を通じて自らの成長と他者との共生を求め、ボランティア精神をもって地域社会に還元することができる能力の向上が図れるように職業の選択・変更が可能となるようリカレント教育と柔軟な学習環境の整備が必要である。」としてはどうか。

「その体系を明確にしつつ、取組を推進するとともに、・・・」を、具体的な提案を入れて「その体系を明確にしつつ、地域財源によるコミュニティカレッジ等の新しい取組を推

進するとともに、・・・・」としてはどうか。

「様々な体験活動においても育まれること等に留意すべきである。このため・・・・」とあるが、学校でのクラブ活動は大いなる社会体験活動であることから、「様々な体験活動においても育まれること等に留意すべきである。特に学校でのクラブ活動は学校で行われる社会教育の場でもある。このため・・・・」とすべきではないか。

P28 他の政策分野との連携

国においても子ども若者育成支援推進法にある関係府省が一体となって」とあるが一体となれる法的な根拠もいれて「国においても、子ども若者育成支援推進法にある関係府省が一体となって」とした方が法的根拠から各省庁が協力しやすいのではないか。

例えば、追加として以下のものが考えられる。(追加)

- ・税制政策（租税教育を通じた税制の理解）
- ・法務政策（家庭裁判所・少年鑑別所・少年院・保護観察所・人権擁護・裁判員制度）
- ・国際政策（海外派遣・海外交流事業・宇宙事業）

P29 国の役割 地方の役割

この中に、社会教育施設（博物館等）の活用を入れるべきではないか。

P60 主な取組

10－2 様々な「社会」体験活動及び読書活動の推進 ……社会を入れる。

以下の3行を次のように変える。変更は「」内

学校や青少年教育施設等において、関係行政機関や民間団体等とも連携し、「自然体験活動はもとより、社会の諸活動への参加体験、ボランティア活動体験」、国際交流体験など、特に青少年を対象とした様々な「社会」体験活動を推進する。

P77 基本的な考え方について

「再び社会に参画できるようにするため、福祉・労働・保健・医療行政等と密接に」とあるが困難を有する者として非行からの立ち直りと就労まで教育支援は、もともと困難を有する課題であり、法務省管轄の矯正局少年院や保護局等との連携や児童相談所を管轄する地方自治体と警察の協働は不可欠であり、これらの支援連携を法律的に司る。青少年基本法ともいえる「子ども若者育成支援推進法との連動は不可欠である」と考える。よって、「再び社会に参画できるようにするため、子ども若者育成支援推進法とも連動し福祉・労働・保健・医療・法務・警察・地方行政等と密接に」とすべきではないか。

現状と課題について

「福祉・労働関係機関と教育関係機関との連携が必ずしも十分では・・・・」とあるが、困

難を抱える一人の少年を中心に見たとき、警察や家庭裁判所、少年院、保護観察所等と連携が大切であると考えるので「福祉・労働関係機関や警察機関、そして法務機関と教育関係機関との連携が必ずしも十分では・・・」とすべきではないか。

ここからは全体としての提案

- ① 家庭教育ができない子どもに対する家庭教育はどう支援するかを書入れを施策 17 で入れてほしい。
- ② 都市部で青少年育成の視点での社会教育基盤の整備を需要項目として書き入れてほしい。
- ③ 私学の COC 活動を奨励し表彰してほしい。
- ④ 大人と子どもが一緒になって社会体験活動等を通じた自己有用感を育む教育を行うためにそれを目的にした国民の休日を新たに設けることを提案します。

「子ども若者社会貢献の日」として社会体験を行う日とします。

休日の候補日は 11 月 5 日を考えています。世界こどもの日は 11 月 20 日ですから、同じ 11 月で日本の子どもの日は 5 月 5 日なので、月は世界の月 11 月、日は 5 日を取りました。丁度 5 月 5 日の半年後になるからです。

教育活動支援のための補助金はないので、仕事でない時間を集めることを考えていて休日の発想になりました。